

令和6年10月

**在留資格「特定技能（鉄道分野、林業分野及び木材産業分野に限
る。）」に係る在留申請オンラインシステムの入力方法について**

在留資格「特定技能」について、本年9月30日に、鉄道分野、林業分野及び木材産業分野が新規に追加されました。

それに伴ってシステム改修を検討しておりますが、当該作業が完了するまでの間は下記のとおり、入力項目を読み替えて入力していただきますようお願いいたします。

ご迷惑をおかけしますが、ご不明点は、最寄りの地方出入国在留管理官署までお尋ねください。

以下のとおり読み替えてください。

1 技能水準

評価区分 **必須**

選択してください。

「分野別運用方針に定める評価方法による証明」を選択した場合に、合格した試験名を選択または、その他の評価方法を入力

合格した試験名1

選択してください。

受験地

選択してください。

合

合格した試験名に関して、以下のとおり読み替えてください。

【鉄道分野】

鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)

鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備)

鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)

鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造)

鉄道分野特定技能1号評価試験(運輸係員)

【林業分野】

林業技能測定試験

【木材産業分野】

木材産業特定技能1号測定試験

⇒ いずれの試験に合格した場合でも、

製造分野特定技能1号評価試験(機械金属加工)を選択してください。

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て入力)

特定産業分野1

必須

選択してください。

業務区分1

必須

選択してください。

特定産業分野2

選択

業務

選

特定

選

業務

選

特定産業分野に関して、以下のとおり読み替えてください。

【鉄道分野】

【林業分野】

【木材産業分野】

⇒ いずれの分野に係る申請でも、全て

素形材・産業機械・電気電子(特定技能1号)を選択してください。

(2) 従事すべき業務の内容(複数ある場合は全て入力)

特定産業分野1

必須

選択してください。



業務区分1

必須

選択してください



特定産業分野2

選択してくださ



業務区分2

選



特

業

業

業

業務区分に関して、以下のとおり読み替えてください。

【鉄道分野】

軌道整備

電気設備整備

車両整備

車両製造

運輸係員

【林業分野】

林業(育林、素材生産等)

【木材産業分野】

製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

⇒ いずれの業務区分に係る申請でも、全て

機械金属加工(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号)を選択してください。

フリー欄に以下のとおり入力してください。

※1 特定産業分野について、「鉄道分野」「林業分野」又は「木材産業分野」の該当するものを入力してください。

※2 業務区分について、以下のとおり入力してください。

【鉄道分野の場合】

「軌道整備」に該当する場合 ⇒ 「軌道整備区分」を入力

「電気設備整備」に該当する場合 ⇒ 「電気設備整備区分」を入力

「車両整備」に該当する場合 ⇒ 「車両整備区分」を入力

「車両製造」に該当する場合 ⇒ 「車両製造区分」を入力

「運輸係員」に該当する場合 ⇒ 「運輸係員区分」を入力

【林業分野の場合】

「林業(育林、素材生産等)」 ⇒ 「林業区分」を入力

【木材産業分野の場合】

「製材業、合板製造業等に係る木材の加工等」 ⇒ 「製材業区分」を入力

※3 合格した試験名について、以下のとおり入力してください。

【鉄道分野の場合】

「鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(軌道整備)」を入力

「鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(電気設備整備)」を入力

「鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(車両整備)」を入力

「鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(車両製造)」を入力

「鉄道分野特定技能1号評価試験(運輸係員)」の場合

⇒ 「特定技能1号試験(運輸係員)」を入力

【林業分野の場合】

⇒ 「特定技能1号試験(林業)」を入力

【木材産業分野の場合】

⇒ 「特定技能1号試験(木材産業)」を入力

なお、「特定産業分野」、「業務区分」及び「合格した試験名」の間には、それぞれ「/」(スラッシュ)を入力してください。